新生涯学習制度および会員管理システムのシステム変更に伴う

推進リーダー取得要件の変更について

１．制度変更について

1-1 変更の経緯

・2022 年度より、新生涯学習制度が開始となり、会員管理システムの仕様が変更されるため、従来同様の運用が技術的にできなくなった。

・昨今、理学療法士の介護予防事業への参画が推進されているところ、量的体制は整備されてきたと捉えられる中で、理学療法士の質を問う声が散見される。

・質的向上を担保することを図るために、今後は登録理学療法士の取得を要件とすることした。

1-2 変更内容

**・新人教育プログラム修了済を登録理学療法士取得済へと変更する。**

**・当該資格の取得に必要な研修への参加および資格取得において、登録理学療法士の更新ポイント、認定・専門理学療法士の更新点数の付与はなし。**

２．制度変更に伴う会員の対応の変更点

2-1 会員が受ける制度変更による影響

会員の資格取得別に制度変更に伴う影響は以下のとおりとなる。

A 2021 年度に推進リーダーを取得済の会員

→継続して推進リーダーを取得とみなす。

B 2021 年度時点で推進リーダーを取得していないが登録理学療法士に移行予定の会員

→2022 年度以降、いつでも推進リーダーの登録申請が可能となる。

C 2021 年度時点で登録理学療法士に移行予定ではないが推進リーダーを登録申請済・ または履修中の会員

→2022 年度以降、引き続き推進リーダーの履修を継続できる。

D 2021 年度時点で登録理学療法士に移行予定ではなく推進リーダーの登録申請もしていない会員

→2022 年度以降、推進リーダーの登録申請のために登録理学療法士の取得が必要となる。

2-2 2022 年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応

A 登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。

B 推進リーダーの申請を行う。

C 継続して推進リーダーの履修を進める。加えて、登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。

D 登録理学療法士取得後に推進リーダーの申請を行う。